

# 公共工事での建設労働者の賃金改善と 公契約条例の制定をめざして

俵 正好

北海道センターでは、建設労働者の賃金下落に歯止めをかけるため、公契約条例の必要性を訴えてきた。条例制定を含めた建設労働者の賃金改善に向けた北海道センターの理事団体である、建交労北海道本部の取り組みを紹介したい。

建交労（全日本建設交運一般労働組合）北海道本部はこれまで毎年、建設労働者の賃金問題について道庁と交渉を重ねてきました。道が発注する公共工事で設計労務単価を大きく下回る賃金しか支払われていないのは「税金の不正支出」とも言える問題であり、それが毎年のように単価が下がっていく悪循環の根源だと追及してきました。

道庁は「適正な賃金の支払いを指導する」と回答してきましたが、「適正な賃金とは何か」と質すと、「法律上は最低賃金を上回っていれば適正だ」などと答えてみたり、回答不能に陥ることもたびたびでした。

### 繰り返し道庁と交渉し回答に一定の変化が生まれる

2009年7月から道庁は、異常なダンピング競争の結果、利益率がゼロに近くなった建設業界からの要望を受けて「最低制限価格」を90%に引き上げました。同時に、「設計労務単価の90%を下回る場合は特別の調査対象にする」など、労働者の賃金についても一定の改善措置をとることになりました。

2010年以降の交渉では、「適正な賃金」についての回答に変化が生まれ、11年には「設計労務単価より10%以上低い場合は、最低制限価格を予定価格の90%としたことからみて、好ましくないので改善を要請した」という回答になり

ました。しかし、「法令に違反しているわけではないので『指導』はできない。改善を『要請』する」という姿勢にとどまっています。そのためもあって、道の調査でも年ごとに10%以上低い賃金が増えてきました。

こうした中で、北海道議会で日本共産党の真下紀子議員が質問でとりあげたことで問題がはっきりしました。

### 設計労務単価の90%以下が41件、うち80%以下が17件

昨年9月28日の道議会予算特別委員会（第2分科会）で、真下議員が建設労働者の賃金改善について質問しました。

道庁が実施している「建設工事下請状況等実態調査」での労務単価の調査で「公共事業設計労務単価より10%以上下回っていた件数」は年ごとに増えてきました（図表1）。

### 10%以上下回った元請は翌年も調査、2次以下の下請にも調査対象を拡大

真下議員の「予定価格の90%以上で受注している元請で低労務費が増えている。調査を強化するなど対策が必要ではないか」という追及に、

別表1 「建設工事下請状況等調査」での労務単価分布表

	2009年		2010年		2011年	
	元請	下請	元請	下請	元請	下請
10%超下回った件数	0	2	5	8	21	20
うち、20%超下回った件数	0	0	0	5	11	6

※「10%超」「20%超」は公共工事設計労務単価と実際の労務単価とのかい離の幅（道建設部・各建設管理部所管分）

建設部の担当課長は「10%以上下回っていた場合には改善を要請している」と答えました。「改善されたかどうかの確認はしているのか」について担当局長が「確認はしていない。10%以上下回っていた元請は翌年の調査対象にすることを検討する」と答弁しました。

10月3日に開かれた予算特別委員会の知事総括質疑で、真下議員が「知事として下請や労賃についてさらに実効ある対策をとるべきだ」と追及したのに対し、高橋はるみ知事は「労務単価の状況をより詳しく把握することは必要であり、2次以下の下請についても対象をさらに拡大するなど、調査の充実・強化に努め、今後とも適正な賃金の支払いについて要請していきたい」と答弁しました。

#### 実際の賃金引き上げに結びつけるために

建交労北海道本部は、道の措置を実効あるものにさせるとともに、道内の主要な市でも賃金の実態を調査し、道と同じ措置をとるようにさせる必要があると考えています。

昨年秋には、函館市、旭川市、釧路市で、市発注工場の現場調査を実施しました。今年も道内の主な地域で道発注工事と市発注工場の現場調査をおこなうことにしています。

#### 札幌市の「公契約条例」制定をめざして市民的な合意を

札幌市の上田文雄市長は昨年の第1回定例市議会に「札幌市公契約条例案」を提案しましたが、建設業協会・ビルメン協会・警備業協会など業界団体の反発と自民党・公明党の「慎重姿勢」により継続審議となっています。

昨年2月に「札幌市公契約条例制定を求める会」が弁護士・研究者・労働組合（連合・地区労連）などによりつくられ、市民的な合意をめざして運動をすすめてきました。

また、札幌地区労連を中心に建交労・自治体ユニオンが共同でアンケート調査や市議会議員

への要請などをおこなってきました。

昨年春には「指定管理者」のもとで働く労働者のアンケート調査、秋には施設清掃・警備業務などで働く労働者のアンケート調査にとりくみました。これは、業界団体の思惑や市議会での会派のかけひきではなく、労働者の実態に目を向けてもらうためにとりくんだものです。

#### 清掃・警備労働者のアンケート調査、パート賃金は最賃に「貼りつき」

施設清掃・警備業務などで働く労働者のアンケート調査は、約40の施設を訪問し300枚あまりのチラシとアンケート用紙を配って、63人から回答が寄せられました。

パート労働者の賃金は、50人中で最賃（北海道・時給719円）違反が6人、719円が18人、720円が14人で、まさに「最賃に貼りついている」のが実態です。また、最賃が上がっても実働時間を減らされて収入減になった労働者もいました。同じ施設で働いていても毎年のように会社が変わる人も多くいます。

パート以外でも月給8万円、9万円という労働者や日額5,200円×8日という警備労働者もいました。

#### 建設労働者の賃金改善へいくつかの接近方法が

2月13日から始まる今年の第1回定例市議会では条例案があらためて審議されます。まず札幌で「公契約条例」を実現して、道内の各自治体に広げていくことが求められています。

そして、建設労働者の賃金改善には、いくつかの接近方法があります。道庁の措置を実効あるものにさせるとりくみや「函館方式」（設計労務単価の明記、建退共の証紙貼付実績報告書、地元業者・資材の優先など）とあわせて全道の各自治体にひろげることと「公契約条例」制定の運動を結びつけることが大切だと考えています。

（たわら まさよし 建設政策研究所北海道センター、建交労北海道本部書記長）